

島根労働局長が長時間労働の削減等に取り組む県内企業を訪問しました ～令和3年11月10日（水）に「株式会社バイタルリード」を訪問～

島根労働局では11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、労働局長が長時間労働の削減等に積極的に取り組む県内企業を訪問し、企業の取組事項等についてお話を伺いました。以下に主な取組事例を挙げますので、1つの参考とされてはいかがでしょうか。

【訪問先企業】

株式会社バイタルリード

（所在地） 島根県出雲市荻埴町 274-2

（代表者） 代表取締役 森山昌幸 氏

（従業員数） 46名（令和3年10月末現在）

（事業内容） 交通計画コンサルタント・システム開発

【訪問日時】

令和3年11月10日（水） 14時～



訪問時の様子（森山代表取締役より取組状況の説明）
※右が島根労働局

株式会社バイタルリードにおける長時間労働削減等に向けた主な取組

◆ 労務管理専用システムの導入による働き方・休み方の一元管理

- 近年の業務量増加を踏まえ、従業員の過重労働防止の取組を推進する必要があると考え、令和3年5月より、長時間労働を抑制するアラートや休暇取得促進、プロジェクト管理等が可能な労務管理専用システムを本格導入した。
- 日々の労働時間の実績から長時間労働が見込まれる場合には、本人とその上司、総務担当に対して、アラートメールが配信される仕組みとなっており、早期に業務量を調整することや課題の解決が可能となり、長時間労働の未然防止・休暇の取得促進に繋がっている。

◆ 有給休暇取得促進プロジェクトの立ち上げ

- 若手社員の年次有給休暇の取得が低調であったことから、若手社員を中心とした「有給休暇取得促進プロジェクト」を令和3年3月に立ち上げた。休暇取得促進に関する課題についてプロジェクト会議で意見交換を行い、全従業員に会議概要の共有を図ること等により、取得日数の増加がみられている。

◆ 様々なコミュニケーションツールの活用による業務効率化・社員間交流の促進

- ビジネスチャットツールやWEB会議ツール、社内SNSツールといった様々なコミュニケーションツールを活用している。
- ビジネスチャットツールの活用により、報告や相談、連絡等の対応が迅速化した。チャットの経過が記録されるため、ラインや部門間において議論の内容の共有がしやすくなった。メールや電話の使用が少なくなり、業務の効率化に繋がった。業務以外にも、趣味等様々なテーマについて従業員が容易に意見交換できることから、社員間のコミュニケーションの促進にも繋がっている。


◆ 委員会活動を通じた風通しの良い風土づくり

- 従業員が自ら考え行動し、良い会社・働きやすい職場を実現するため、組織の枠組みを超えた委員会活動を実施することで、「社内環境の整備」、「社内コミュニケーションの活性化」、「人材育成」に繋がっている。

<主な取組について>

◆労務管理専用システムの導入①

①長時間労働削減の取組み




労務管理 勤怠 給与計算 休暇管理

従業員の働き方、休み方を**ひとつのシステムで一元管理**

勤怠管理と工数管理が一緒にできる。勤怠の入力がしやすい。管理職も画面上で把握しやすい。

◆労務管理システムの導入②

①長時間労働削減の取組み



部下の時間外労働の把握 勤怠 本人の時間外労働の把握


部下の**勤怠情報のチェック機能**(月次締め申請)

働きすぎ防止→週1回の**アラートメールの配信**
(「本人」「部門長」「総務部担当者」宛)

◆有給休暇取得促進プロジェクト

①長時間労働削減の取組み

(2) 有給休暇取得促進プロジェクトの立ち上げ
2021年3月～
プロジェクトの立ち上げの経緯：若手(20代)の有給休暇取得不足など



取得促進に関する課題について意見交換

取得日数
平均年間
11日以上

プロジェクト会議後は**幹部へ報告**、社内にも共有!


◆コミュニケーションツールの活用

②生産性向上の取組み

(1) 様々なコミュニケーションツールの活用

- ・チャットツール
- ・WEB会議ツール
- ・社内SNSツール

やり取りの簡素化・時間短縮・社員間交流



経営者⇄社員
社員⇄社員 交流を大切に

チャットツールでのやり取り

<企業トップとの意見交換>



森山代表取締役と長時間労働の削減や休暇取得促進などについて意見交換を行いました。

<事務所内の視察>



取組状況についてお伺いした後に、事務所内を案内していただきました。

<若手社員との意見交換>



若手社員の方から、時間外労働や休暇の取得状況などについて、話をお聞きしました。

◆事業主の皆さまへ

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。経営トップの主導の下、積極的なお取組をお願いいたします。

また、以下の部署・機関で取組方法や活用できる助成金制度に関してご相談を承っています。

○働き方・休み方の見直しや関連する助成金制度について

島根労働局雇用環境・均等室(電話 0852-31-1161) 担当：働き方・休み方コンサルタントまで

○働き方改革の取組方法や各種助成金制度の活用方法について

島根働き方改革推進支援センター(※)(電話 0120-514-925)

(※) 島根労働局が一般社団法人島根県経営者協会に事業委託しています。